

### <祈りのすすめ>

「収穫の初めのころから、死者たちに雨が天から降り注ぐころまで、リツパは昼は空の鳥が死者の上にとまることを、夜は野の獣が襲うことを防いだ。」

(サムエル記下 21 章 10 節)

ダビデ王の時代、イスラエルに3年続けて飢饉が起こり、ダビデが神に問うと、「ギブオン人を殺害し、血を流したサウルとその家に責任がある」という答えが与えられました。

かつてサウル王は、ギブオン人の町を襲って、85人の祭司をはじめ、「男も女も、子供も乳飲み子も、牛もろばも羊も剣にかけた」ことがありました(サムエル記上 22 章 18-19 節)。しかしギブオン人は小さな、力の弱い民なので、復讐はもちろん抗議の声を発することすら出来ないままでした。はたしてダビデが尋ねてみると、彼らは積もり積もった思いを吐露しました。「あなたたちになにをしたらよいのだろう」というダビデに対し、ギブオン人は「あの男(サウル)の子孫の中から七人をわたしたちに渡してください。わたしたちは…主の御前に彼らをさらし者にします。」と答えませぬ。ギブオン人にとってみれば、虐殺に対した7人の死によって赦しましょうということですから、最大限譲歩したつもりだったのかもしれませんが。

こうして王家の7人は木にかけられて、殺されてしまいました。その中の2人の母リツパが嘆き悲しんだことは言うまでもありません。虐殺とは関わりない、愛する子どもたちの死に何の意味があるのか、彼女にはわからなかったでしょう。それでも彼女の思いは揺らぎませぬ。7人が殺された

場所に彼女は住み始めます。遺体を放っておけば、昼間は空の鳥が、夜は野の獣が襲って来ます。リツパは、屈辱的な死をとげた7人の、せめて遺体だけでも守ろうとしたのです。それは自分の命もかえりみずに行われたことでした。

やがてリツパがしていることはダビデに報告され、その結果、7人の骨はサウルの父親の墓に丁重に葬られました。リツパの行いが王と人々の心を動かしたのです。

さて、ここからは私の想像が入ってきます。7人の処刑によって思いをはらしたギブオン人にとって、リツパの行いは余計なことだったはずでせぬ。しかし妨害はしませんでした。おそらくギブオン人もリツパの行いを見て心打たれ、積年の恨みが氷が溶けるように溶けていったのでせぬ。「私たちがもつらかったけど、あなたもつらかったのですね。」…こうして虐殺の加害者と虐殺の被害者が互いに赦し合い、和解が達成されたのだと思うのです。

「この後、神はこの国の祈りにこたえられた」(21 章 14 節)。それまで沈黙されていた神がこのありさまを見てついに怒りを解かれ、イスラエルに平和がもたらされました。

この悲惨な話は主イエスの十字架につながっています。主イエスもご自分の死によって、敵対する人たちを和解させたからでせぬ。

### <祈り>

主イエス・キリストの父なる神様。このような悲惨な出来事を二度と繰り返させないために、私たちの平和に対する思いを深め、これに加えてさらに知恵と力とをお与え下さい。

(井上豊、靖国神社問題特別委員会委員・広島長束教会牧師)

## 新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす (7)

古賀清敬（北海道中会宣教教師）

Q6 「大嘗祭」が皇室の私的行事として行われるならば問題はないのですか。

A 「裕仁」「明仁」という人間には私的営みが当然あるとしても、「天皇」の地位は国家機関の立場を表すものです。「天皇」という公的な機関としては、政教分離が貫かれていなくてはなりません。

例えば、学校の校長の就任式を「私的」に行うことがあり得ないのと同じです。就任祝いを私的に行ったり、その勤めをよく果たし得るように神仏に祈願することが、各自の信仰に基づいて私的に行われることがあったとしても、その公職の就任式が私的に行われることはあり得ないのです。いま「大嘗祭」が「天皇」即位式として行われる神道儀式であるからには、それを私的に行うこと自体があり得ないことなのです。

「憲法の政教分離規定を守りつつ、皇室の伝統を尊重する」という矛盾したことを無理やり成り立たせるために、「大嘗祭」を皇室の私的行事として行うというようなことが言われておりますが、それは矛盾を国民に押しつけることです。国家神道体制のもとでの主権的統治者であった天皇の即位儀礼を改めない限り、現憲法に従った天皇即位式を行うことはできません。

もしこれが、憲法の政教分離規定に反して強行されるようなことがあると、それが元となって今後ますます、天皇神格化を求めている人々にその根拠を与えることになってしまいます。

Q7 キリスト者は「大嘗祭」の問題をどのように考えるべきですか。（A 本文省略）

Q6-1 あきしのみやふみひと 秋篠宮文仁氏が、「大嘗祭は必ず行われなければならないが、私的行事として身の丈にあったやり方で行った方がよいのでは」という趣旨の発言を行い、政府は無視しましたが共鳴する人も多くいたようです。たった一夜のために20数億円という費用が取りざたされていたので、賛同した人が多くいたのでしょう。

しかし、そもそも私的行事でかつ費用も少なければ良いのかという根本を問わなければなりません。大嘗祭は、先祖の天皇霊が新天皇と一体化して天皇となるといわれていますが、それは「天皇の地位は主権の存する日本国民の総意に基く」との憲法第一条違反です。また大嘗祭は、悠紀田・主基ゆきでん すきでん田から献上されたコメを食し、支配を確認する服属儀礼とも言われていますが、これも「主権在民」を宣言する前文と第一条に反する行為にほかなりません。

すなわち、たとえ即位礼が憲法を遵守する形で公的に行われても、裏では憲法を真っ

向から否定する儀式を私的だからと認めてよいわけはありません。それは自らを欺き住民を愚弄する破廉恥な所業です。

しかも大嘗祭自体、徳川政権時代に200年以上行われなかった時期もあり、歴史の中での変遷を批判的に検討すべきで、「皇室の伝統」との言い方を鵜呑みにしないように注意しましょう。

Q7-1 天皇を神とする儀礼として、しかも公的性格を有するものとして行われるならなおさら、「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない」との第一戒に反する偶像崇拜の罪であり、そのことを広く人々に明言する課題があります。キリスト教の神とは異なる日本独自の「カミ」なのだとの弁明も聞かれますが、だから放置し容認してよいというものではないでしょう。Q6-1 で述べたように、実際的な政治的・宗教的意味と効力とを人々に及ぼしますので、自ら加担しないだけでなく、偶像崇拜の弊害をはっきりと表明する預言者的な働きを行っていく必要があります。

## 憲法改正の道備えとしての天皇代替わり

芳賀繁浩（豊島北教会牧師、大会靖国神社問題特別委員、東京中会靖国神社問題特別委員）

7月21日の参議院選挙の結果、「自主憲法制定」を党是とする自民党は参議院での単独過半数を失い、憲法改正に前向きとされる政党の議員数も発議に必要な3分の2を割り込みました。

しかし、首相はこの結果にもかかわらず、連立による過半数をもって「憲法改正について議論するという公約が信任された」として憲法改正を進めようとし、「野党の中にも改正に前向きな人がいる」として、発議に必要な議員の数を確保しようとしています。

これまで政府与党は「解釈改憲」、憲法に反するはずの法律や政令、閣議決定等によって憲法の形骸化を図ってきました。また、近隣諸国との意図的な摩擦の醸成によって危機（「国難」！）を演出すると共に、マスコミを通じたキャンペーンによって憲法改正の「空気」を醸成してきました。その最も強力なものの一つが、一連の「天皇の代替わり儀式」であるように思います。

東京中会靖国神社問題特別委員会が学習会の講師としてお招きした歴史学者の中島三千男さん（神奈川大学名誉教授）は、「代替わり儀式」はそれ自体が憲法に反するものであると同時に、憲法改正の「地ならし」となるという面でも問題であると語られました。（ブックレット『天皇の「代替わり儀式」と憲法』（日本機関紙出版センター）

これまで与党の掲げる憲法改正案は、世論の動向も見ながらその時々で変化し、今や憲法の改正それ自体が目的であるかのような倒錯した状況にすら見えます。けれども、最終的に目指しているものが、自民党が野党時代に作成した2012年の改憲草案にあることははっきりしています。

そこでは「天皇は日本国の元首」（第1条）、とされ、「一世一代」（第4条・新設）が規定されると共に、現憲法では国事行為に際して必要とされる「内閣の助言と承認」を「天皇の行為に対して『承認』とは礼を失する」（「憲法改正草案 Q&A」）として「内閣の進言」とするなど、国民主権の原理が否定されています。

また「天皇の公的行為」（第6条5項）の明記によって天皇の活動範囲が拡大され、「神道儀式の政教分離規定からの除外」（第20条3項）によって、神道の実質的国教化が図られています。現

在は天皇の私的行為とされている宗教儀式が公のものとなることによって、全国民がいやおうなくそれに与るものとされます。天皇や首相の靖国神社参拝は合憲化され、生徒や学生の靖国神社、護国神社参拝も図られるでしょう。

じっさい、「教育現場で混乱が起きていることを踏まえ」（「Q&A」）「国旗及び国歌」（第3条）の規定が新設され、「国民の尊重義務」が明記されています。教育現場での「日の丸」「君が代」の強制が一層進むこととなります。

こうした「本音」を隠蔽するかのような首相の「自衛隊明記」に絞った改憲提案も、実質的に9条の廃棄につながるだけではなく、天皇と自衛隊の結びつきの強化の出発点となること、自衛隊の観閲式等への天皇・皇后の臨席、さらには「お言葉」といった形で、自衛隊の「天皇の軍隊」化に道を開くものとなることが懸念されます。

拡大する自衛隊の活動の中で、「戦死者」が出るような事態になれば、靖国神社による合祀と首相参拝・天皇親拝の要求の大合唱が起こることは想像に難くありません。

そのとき「憲法違反」であるという主張は、ならば憲法の方を変えるべきといった主張によってかき消されてしまうことが懸念されます。

戦前には「国体」と呼ばれた、明治政府の創作による「天皇主権・祭政一致・家族国家」が、「神社は宗教にあらず」「国民儀礼は礼拝にあらず」といった詭弁によってどのように信仰の自由を奪ったか、また教会がその「言い訳」に乗って十戒の第一戒を侵したかを思うとき、また「富国強兵・脱亜入欧・八紘一宇」とセットになって、どれほど多くの災厄を日本・アジア・世界にもたらしたかを考えるとき、「国体」を「国柄」「日本らしさ」と言い換え、天皇制を「日本の文化と伝統」として押しつけようとする政府与党の改憲の動きに対しては、どれほど神経質になってもなりすぎることはいはざす。

教会が「見張り」の役割をふさわしく果たすことができるよう、なにより、再び自らを偽って神ならぬものにひざまずくことのないよう、この問題に心をつくし、精神をつくし、思いをつくし、力をつくして取り組むことができるように祈ります。

○「戦時中の生活伝える奉安庫復元」  
(NHK・富山、7、13)

「戦時中の生活を後世に伝え平和な社会にしよう」と戦前、戦中に天皇皇后の写真や教育勅語を納めていた「奉安庫」と呼ばれる施設が南砺市の体育館の中に復元され地域の人たちに披露されました。奉安庫が復元されたのは南砺市の大鋸屋地区の小学校跡地にある体育館の一角で13日は敬老会にあわせて集まったおよそ100人に披露されました。この中で復元を行った「大鋸屋地域づくり協議会」の松本久介会長が「教育勅語は戦時中、『戦地に行って死ぬ』という教育に利用されました。この奉安庫を通じて、こうした歴史を語り継いでいきたい」とあいさつしました。・・・ \*会長の言葉には、「天皇のために死ぬ」というのがないようだが、復元した人々の願いとは裏腹に悪用されかねない危うさがある。

○『日本は報復的な輸出規制を撤回せよ』  
韓日の基督教・市民社会が共同声明  
(ハンギョレ新聞、7、18)

「韓日基督教・市民社会の代表者らが17日、ソウルのプレスセンターで共同記者会見を開き、『日本の経済報復的な輸出

規制は正当ではない』とし、撤回を求めた。

この日の会見には、韓国基督教教会協議会(NCCK)総務のイ・ホンジョン牧師と韓国YWCAのハン・ヨンス会長、日本基督教協議会(NCCJ)の総幹事金性済(キム・ソンジェ)牧師らが参加した。彼らは共同立場文を通じて『韓日両国のキリスト者たちと市民社会は、日本の植民地支配が不法であり、これに対する真の謝罪と賠償が必要だ(と考える)』と明らかにした。また『韓国の強制徴用労働者に対する賠償責任判決を問題にするのは、安倍政権が経済的報復を通じて反平和的な政治史に回帰しようとしているのではないかとし、『平和憲法を改定し戦争が可能な普通の国を作ろうとする試みと、朝鮮半島の分断と葛藤を政権の安保に利用しようとする試みは直ちに中止しなければならない』と主張した。彼らは賠償責任の判決と関連して『韓国が違反したと安倍首相が主張した1965年の請求権協定は、未払い賃金や債務は放棄するという意味ではなかった』と説明した。・・・ \*加えて言えば、個人請求権が消滅したのでないことは日本の最高裁も認めている。放棄したのはそれに対する外交保護権であり、その意味でも協定違反は民間企業にまで介入した安倍政権の方である。

<予告>

**靖国神社問題全国協議会**

日時：10月15日(火)午後3時～午後6時 会場：大森教会

講演：3・1独立運動から教会の天皇制に対する闘いを考える(仮)

講師：澤 正幸(福岡城南教会牧師、九州中会議長)

\* 全国教職者会との共催で行います。終了後、靖国関係委員連絡会を開催いたします。

<編集後記> 参院選の結果を受けて、憲法改正について安倍首相は「少なくとも議論すべきだ」という国民の審判は下った」と断じた。それならば沖縄での結果はどうなのか。辺野古新基地反対の民意は黙殺するのか/日韓条約ですべて解決済み一点張りの政府見解だけをたれ流す日本マスコミ、それを真に受ける多数の人々がますます自己義認を強化する/ヤスクニ問題は自己義認の罪と闘う宣教の課題だとつくづく思う。(K生)